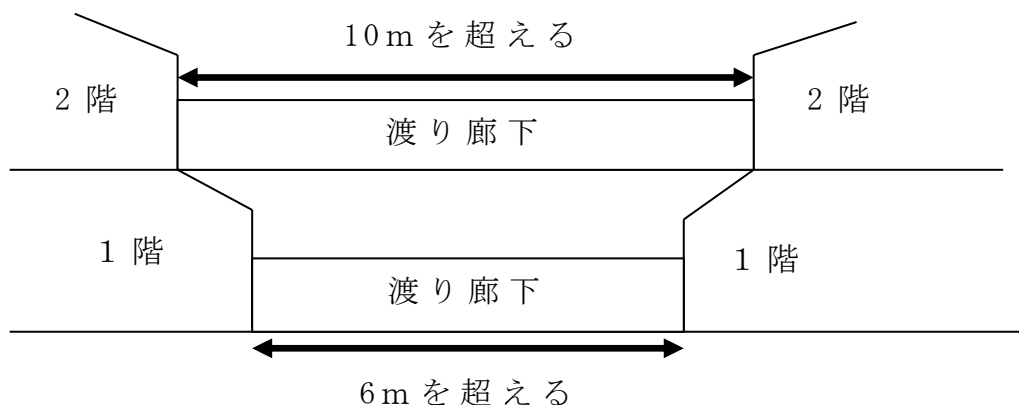


## 第 2 章 各論

### 第 1 節 消防用設備等の設置単位

#### 第 1 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物（屋根及び柱又は壁を有すものをいう。以下同じ。）である防火対象物について、特段の規定（政令第 8 条，第 9 条，第 9 条の 2，第 19 条第 2 項及び第 27 条第 2 項）のない限り，棟であり，敷地ではないこと。
  - (1) 棟とは，原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。
  - (2) 本指針に適合する場合は，原則として，政令別表第 1 の適用にあたって別の防火対象物として取扱うものであること。
- 2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。），地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気，暖房又は冷房の設備の風道，給排水管，配電管等の配管類，電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は，原則として 1 棟であること。ただし，次のいずれかに該当する場合は，別棟として取扱うことができるものである。
  - (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で，接続される建築物相互間の距離が，1 階にあっては 6m を超え，2 階以上の階にあっては 10m を超えるものについては，次によること（第 1-1-1 図参照）。



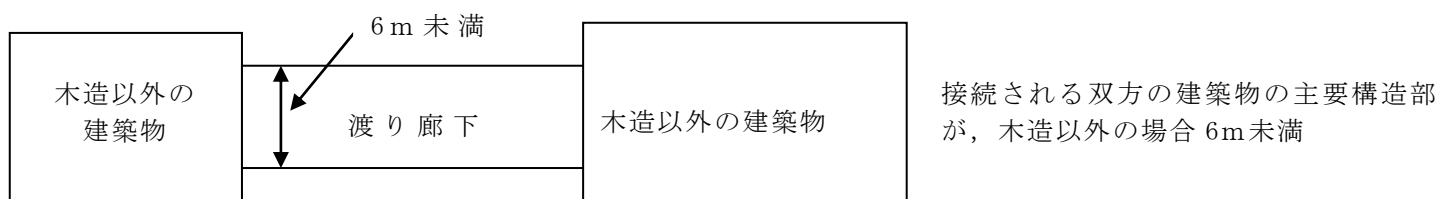
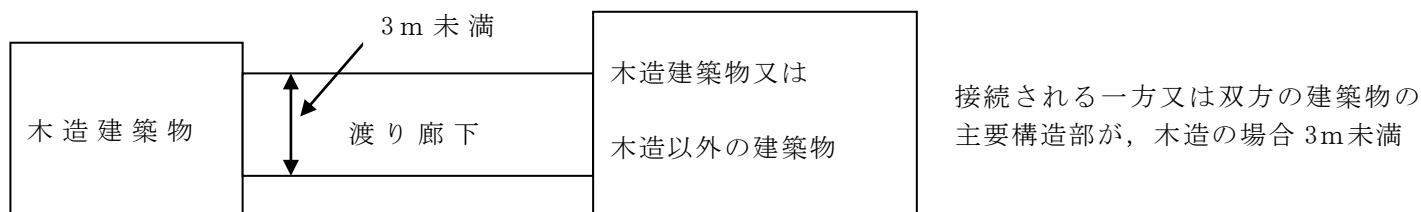
第 1-1-1 図

- ア 渡り廊下は，通行又は運搬の用途のみに供され，かつ，可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。  
したがって，第 1-1-2 図の場合の別棟取り扱いは，認められない。



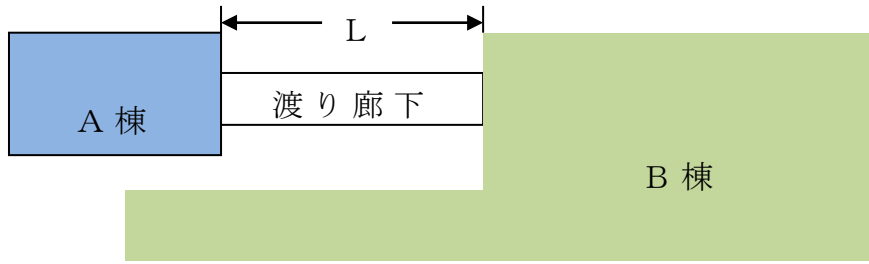
第1-1-2図

イ 渡り廊下の有効幅員は，接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満，そのほかの場合は6m未満であること（第1-1-3図参照）。



第1-1-3図

- ウ 建築物相互間の距離は次によること。
- (ア) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること（第1-1-4図参照）。
  - (イ) 渡り廊下が接続する部分が高低差を有する場合の距離は，水平投影距離によること。
  - (ウ) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は，接続する階における距離によること。



※建築物相互間の距離はLによる。

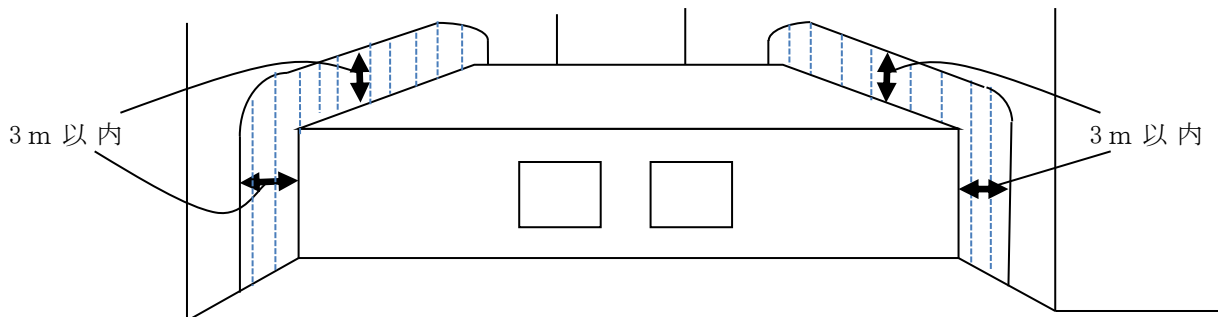
第1-1-4図

(2) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、接続される建築物相互間の距離が、1階にあつては6m以下で、2階以上の階であつて10m以下のものについては、次によること。

ア (1). ア、イ及びウによること。

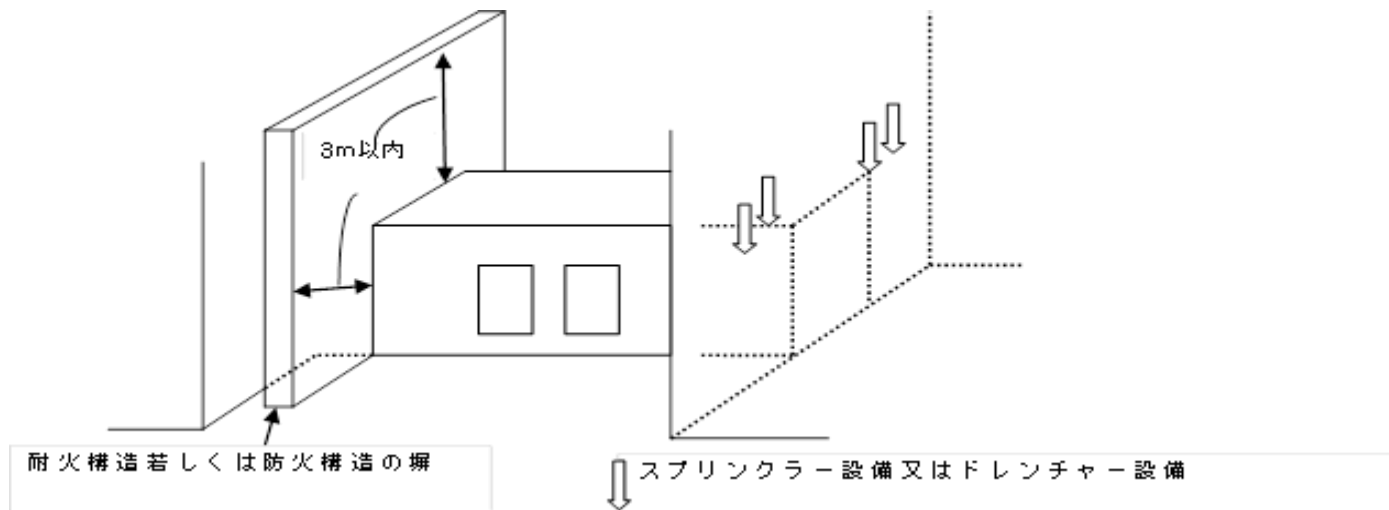
イ 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。ウにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること（第1-1-5図参照）。



第1-1-5図

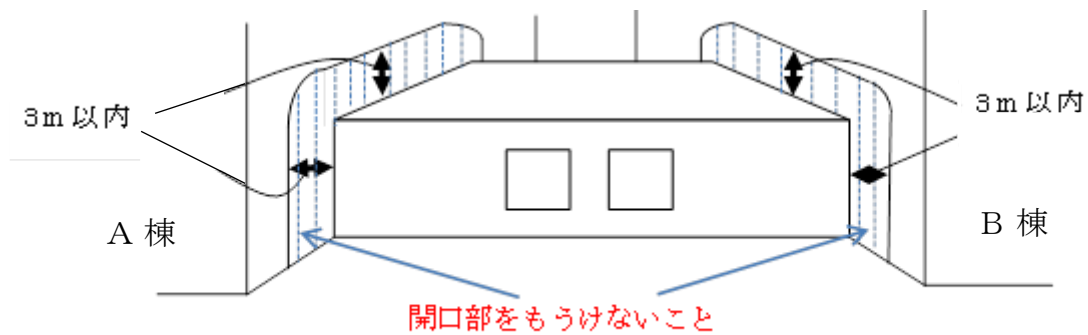
(イ) (ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀又はスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されていること（第1-1-6図参照）。



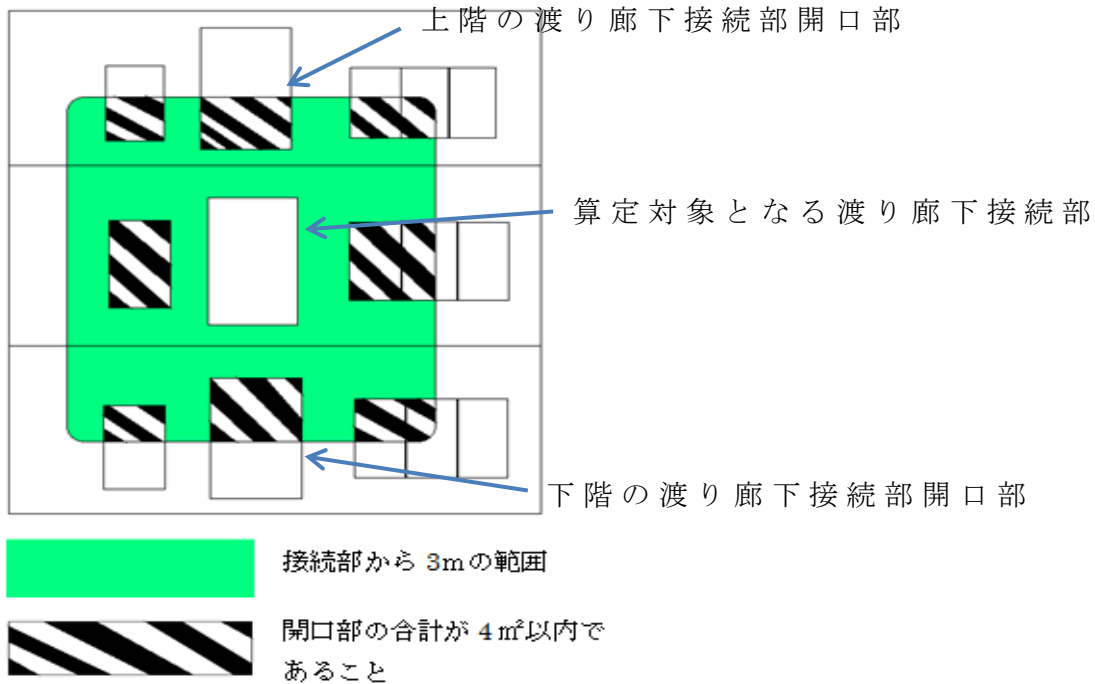
第 1-1-6 図

ウ イの外壁及び屋根（接続部からそれぞれ 3m 以内の距離にある部分に限る。）には開口部を有しないこと。ただし、面積 4 m<sup>2</sup> 以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。

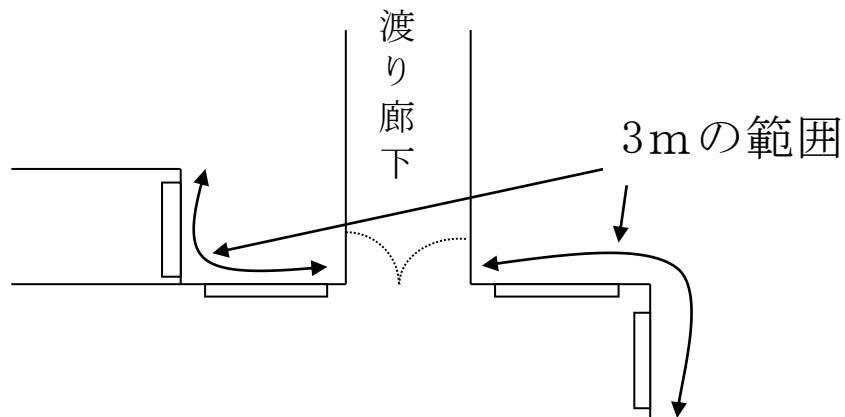
この場合の面積 4 m<sup>2</sup> 以内の開口部とは、第 7 図のように A と B の防火対象物が接続する場合、A 側又は B 側の開口部面積の合計が 4 m<sup>2</sup> 以内のものをいうものである（第 1-1-7、1-1-8、1-1-9 図参照）。



第 1-1-7 図



第1-1-8図



第1-1-9図

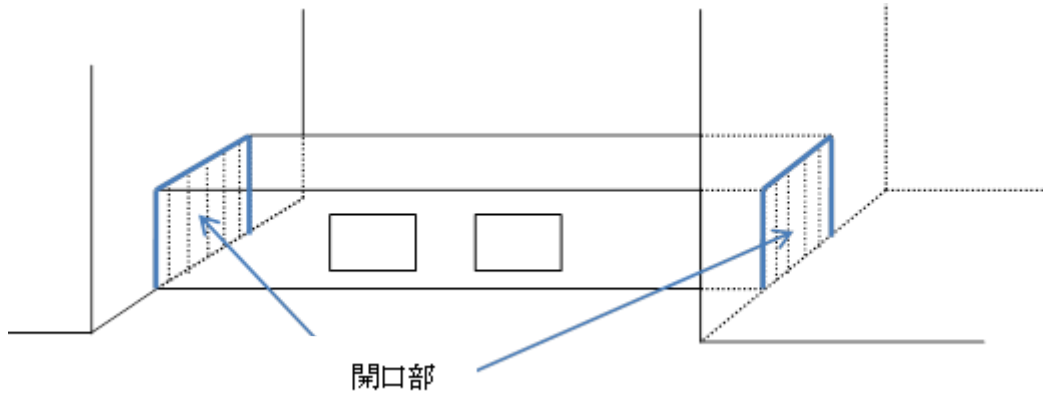
エ 渡り廊下については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹き抜け等の開放式であること。

(イ) (ア)以外のものについては、次のaからcまでに適合するものであること。

a 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

b 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積は、いずれも4㎡以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること（第1-1-10図参照）。



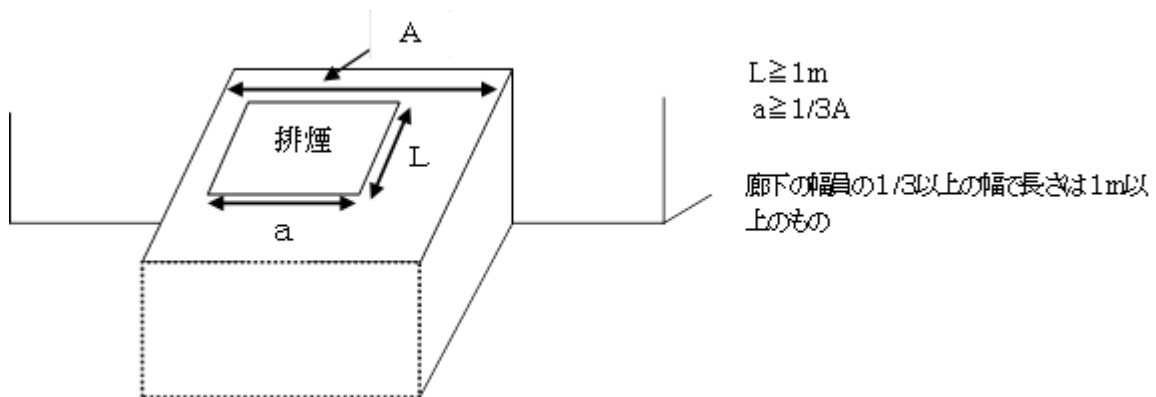
第 1-1-10 図

c 次の(a)又は(b)に示す排煙設備は、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつては、この限りでない。

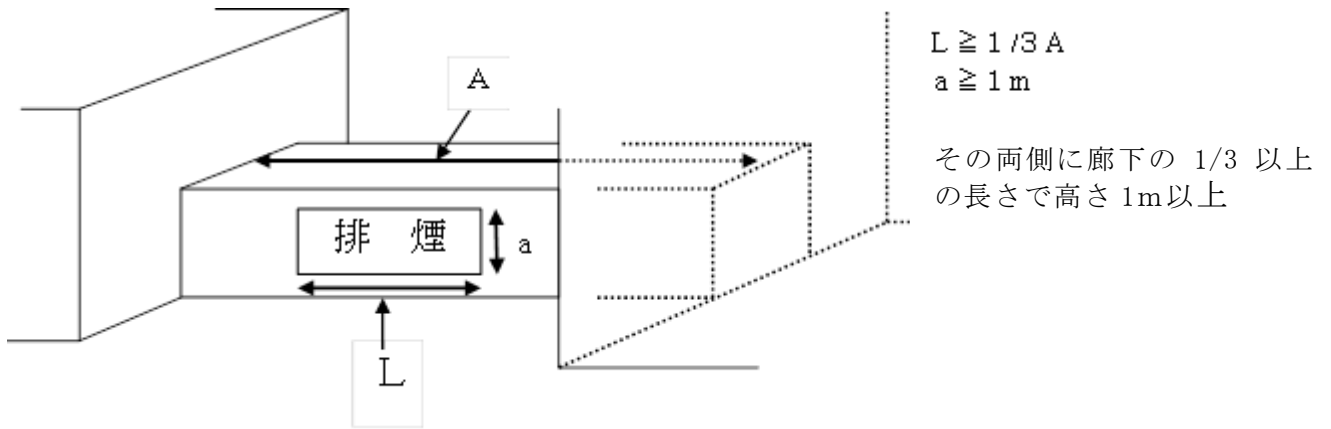
(a) 自然排煙開口部（第1-1-11図参照）

開口面積の合計が  $1 \text{ m}^2$  以上であり、かつ、次の①又は②によること。

① 屋根又は天井に設ける場合



② 外壁に設ける場合



第1-1-11図

(b) 機械排煙設備は次によること。

① 渡り廊下内の煙を有効、かつ、安全に排除できるもの

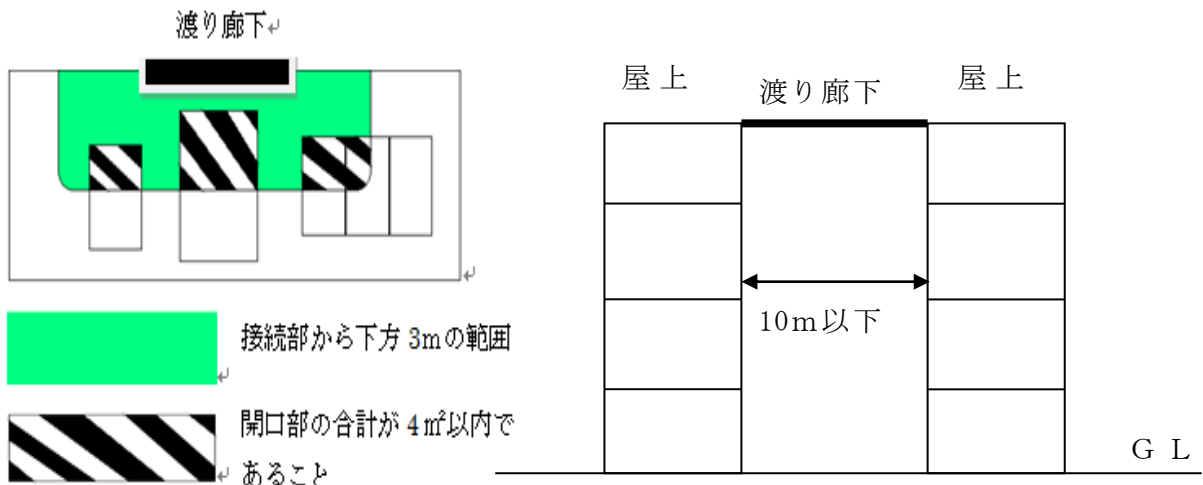
② 電気で作動させるものには非常電源を附置していること。

オ 建築物と建築物の屋上（屋上駐車場を含む。）が開放式の渡り廊下で接続される場合で次に適合する場合にあっては，ア，イ及びウの基準に係わらず別棟とすることができる（一方が屋上である場合を含む。）（第1-1-12図参照）。

(ア) 建築物は，耐火建築物であること。

(イ) 渡り廊下は幅員6m未満で構造は，不燃材料で造られたものであること。

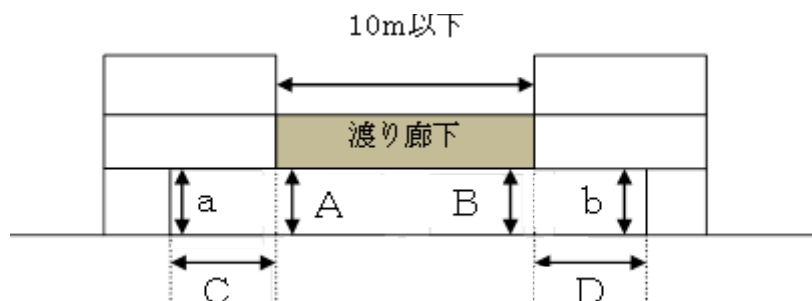
(ウ) 渡り廊下と建築物の接続部の下方周囲 3mの範囲は，ウの基準に適合すること。



第 1-1-12 図

カ 渡り廊下接続部の直下がオーバーハング及びピロティ等で外壁を有していない場合のイ(ア)及び(イ)に規定する接続部からそれぞれ 3m 以

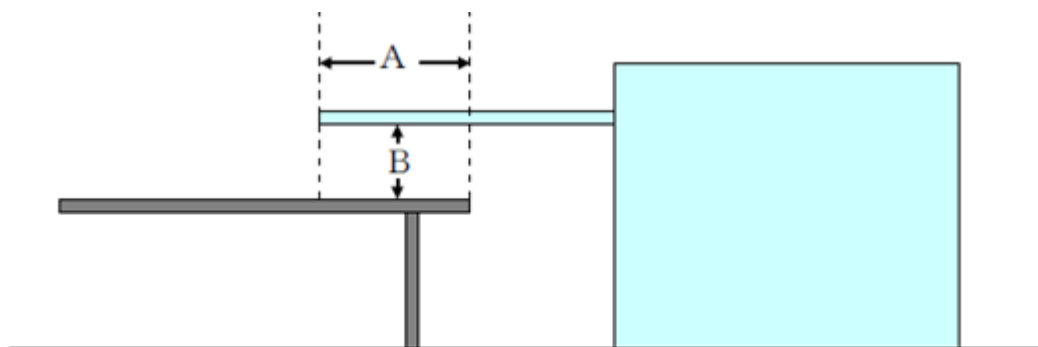
内の距離にある部分の取り扱いは、原則として、図のA及びBの部分とすること。ただし、図のC及びD部分を通行の用のみに供し、屋内的用途（駐車場、荷さばき場等）として使用しない場合は、図のa及びb部分とすることができる（第1-1-13図参照）。



第1-1-13図

3 渡り廊下等のひさし又は屋根による設置単位について

屋根又はひさしがかぶさっている防火対象物の設置単位については、第1-1-14図の条件を満たす場合に限り、別棟として取扱うことができる（第1-1-14図参照）。



ひさし等の構造は不燃材料であること。

$$B \geq \frac{1}{2} A$$

第1-1-14図

4 別棟とみなされた場合、各棟の消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下項判定という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。

- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
- (2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。

5 その他

- (1) 防火対象物の接続が、その特殊性から2又は3に掲げる方法によりが



たいもので、火災の延焼拡大の要素が少ないもの又は社会通念上から同一の防火対象物として取扱うことに不合理を生じるものについては、防火対象物ごとに検討するものであること。

- (2) 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含め設置すること。
- (3) 建基法第 44 条第 1 項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
- (4) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として、一棟として取り扱うこと。ただし、接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の 1 階の外壁間の中心線から 1 階にあっては 3m 以内、2 階以上の階にあっては 5m 以内の範囲に存しなければこの限りでない。